

山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドライン（案）

※ 本計画における本ガイドライン（別紙及び別表を含む）の位置付けについては、山形県地域公共交通活性化協議会における山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用の方向性を示すものであり、本ガイドラインの具体的な記載については、G T F S - J Pに係る部分を除き、R 2年度末の計画策定後も引き続き、山形県地域公共交通活性化協議会及び県所管部局、市町村、交通事業者、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者などの関係者で調整のうえ、決定する。

1 本ガイドラインの位置付け

1-1 山形県地域公共交通情報共有基盤の意義

路線バスやコミュニティバス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、公共交通に関わる統計データ、さらには、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用を資するデータ連携基盤となる「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）」を整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、この山形県地域公共交通情報共有基盤を活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

【山形県地域公共交通情報共有基盤で取り扱うデータ】

① 交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式。本フォーマットは、静的データ「GTFS-JP」と動的データ「GTFS リアルタイム (GTFS-RT)」の2種類のフォーマットを包含している。

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

(ア) 公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要・利用実績

(イ) 交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

(エ) その他データ

- ・運転免許返納者情報等
- ・山形県地域公共交通計画策定にあたって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会において活用可能と判断されたもの

1-2 ガイドラインの趣旨

山形県地域公共交通情報共有基盤が、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、本ガイドラインを定める。

2 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ管理の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、公開を原則とする。ただし、個人情報や事業者の経営情報等といったそのまま公開することが適切でないデータについては、データ保有者の指定する特定条件の下で限定的に公開する、または、県（事務局）で個人や事業者の特定ができない形態又は個人や事業者に悪影響の無い形態に加工し、公開することとする。例えば、個人や事業者が特定可能な名称や詳細な住所情報等の削除、二次利用のみを可能として公益性と情報管理の能力の双方を有する国や自治体の機関、大学等の研究機関にのみ守秘義務を負わせて提供するという手法が考えられる。

3 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータ利用の原則

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の大目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行う責務を有するとともに、「山形県オープンデータカタログ利用規約」に準じる。

4 山形県地域公共交通情報共有基盤の構築と運用における役割分担

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約される山形県地域公共交通情報共有基盤の構築が可能となる。また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、関係者は以下の役割分担のもとで、それぞれ最善を尽くす責務を負う。

なお、個別具体的な提供すべきデータを保有する者と提供すべきデータの内容、そのデータの運用については、別紙及び別表のとおり。

県（事務局）

- ・ 県（事務局）とは、山形県地域公共交通活性化協議会事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・ 県（事務局）は、データ保有者（県（データ保有部局、市町村、交通事業者、国、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者）からデータを集約し、管理・公開する。
- ・ 集約されたデータを以下のふたつに区分して取り扱う。
 - ①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報
 - ②交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報
- ・ ①については、原則すべてを公開する。
- ・ ②については、別紙及び別表に基づき、公開可能なものを公開した上で、それ以外のものについては二次利用可能なものについては、リスト化し、そうでないものは適切に破棄する。

- ・二次利用可能なデータについて、二次利用可能なデータの範囲や対象者を公開するとともに、データ毎に、利用者・利用目的の公益性、利用者の情報管理能力、データ固有のリスク等を踏まえた運用ルールを設ける。
- ・上記運用ルールに基づく利用者からの二次利用申請についてデータ保有者が適切に対応しなかった場合には、利用者からの申し立てを受けて、データ保有者に提供を促す等データ保有者に対して、本ガイドラインに基づくデータ提供や更新が適切になされているかをチェックし、適時適切なデータ提供が図られるよう関係者への助言や注意喚起を行う。
- ・そのほか、データ保有者が本ガイドラインに基づくデータ提供を行うことを促進するため適切な措置をとる。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、山形県地域公共交通活性化協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。

県（所管部局）

- ・県（所管部局）とは、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する部局をいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。

市町村

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する市町村は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、県（事務局）への意見や、山形県地域公共交通活性化協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

交通事業者

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供・管理する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

国

- ・本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する国の機関は、県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者は、本ガイドライン別紙及び別表に記載されたデータを保有する交通事業者以外の事業者又は施設管理者であって、県・市町村・国の機関で無いものをいう。
- ・県（事務局）に対して、別紙及び別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤がより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・山形県地域公共交通情報共有基盤に提供すべきデータの内容について当該事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータの利活用手法

山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータについては、オープンデータ化又はオープン API 化を原則としつつ、完全な公開が難しいデータについても、二次利用のルールを整備し、可能な限り個別詳細なデータの利活用を進める。

特に、データが出せない・データに課題があるといった情報それ自体も、「データ」であるとの観点で、すべての関係者は、データの有無や粒度も含めたデータの収集・公開に努める。

データの種類毎のレベル設定とレベル毎の措置の原則

- データの性質に応じ、可能な限りの利活用を図る観点で、以下のとおりのデータの種類毎にレベルを定め、レベル毎の措置の原則を定める。

レベル	レベル毎の措置の原則
完全オープン	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データをアップロードし、公開する。
オープン二次利用	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト及び利用申請書を含む利用方法をアップロードし、公開する。 データ保有者は、利用方法に則った利用申請があった場合、利用者を問わずデータを提供する。
クローズ二次利用（間接）	データ保有者は、定められた期間毎に県（事務局）にデータを提出し、県（事務局）が、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 県（事務局）は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。
クローズ二次利用（直接）	データ保有者は、データそれ自体をそのまま保管する一方が、保有するデータの範囲、項目、データフォーマット等のリストを県（事務局）に提出し、県（事務局）は、山形県地域公共交通情報共有基盤に当該データのリスト並びに利用申請書及び利用可能な対象者の定義を含む利用方法をアップロードし、公開。 データ保有者は、利用可能な対象者の定義に含まれる者から、利用方法に則った利用申請があった場合、データを提供する。 なお、データ保有者が、利用申請者が利用可能な対象者に含まれない等の理由で申請を却下した場合、却下された利用申請者は、自らが本ガイドライン及び別表に基づいて当該データを利用可能な者であるとする理由を付した上で、県（事務局）に対し、異議を申し立てることができる。 異議申し立てを受けた県（事務局）は、却下された利用申請者及び却下したデータ保有者から事情を聴取し、異議申し立ての内容を審査する。 県（事務局）が異議の理由を認め、当該却下が妥当でない判断した場合は、却下したデータ保有者に対して、却下された利用申請者に当該データの全部又は一部を提供するよう要請することができる。 県（事務局）から当該要請を受けたデータ保有者は、当該データを要請を受けた範囲で当該利用申請者に提供しなければならない。

	県（事務局）が異議の理由を認めず、当該却下が妥当であると判断した場合は、却下された利用申請者に対し、当該却下が妥当である旨及びその理由について通知しなければならない。
--	---

オープン二次利用の利用申請書を含む利用方法

- ・下表1のとおりデータ保有者は、提供データの内容について表2のとおりの内容をリスト化し、県（事務局）に提出する。県（事務局）は、当該リストをとりまとめ、公開する。
- ・利用申請者は、表1の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【オープン利用】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ保有者毎の個別の留意事項があるとして、事前に表6に記載して留保を付した場合に限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。
- ・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表1 オープン二次利用対象データ

対象データ	データ保有者
ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所

表2 オープン二次利用対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0 対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（統計）」「サンプリング（非統計）」（※）
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か
データの最終更新日	県（事務局）に報告した時点のもの。ただし、報告後、短期間で確実に更新されることが推定されることから、リスト公開時点では最終更新日が県（事務局）への報告後の時点を記載することがより利用者利便に即する場合は、当該日付でも可。
データの更新頻度	「年次」「月次」「日次」「任意」等

※ランダムサンプリングや、一定期間にわたり一定の基準に従って収集されるなど、統計的手法がとられているものは「統計」、そうでないもの（担当者が任意に抽出している、年次によって基準が異なる等）は「非統計」と整理する。

クローズ二次利用（間接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表3のとおりデータ保有者は、提供データについて、それぞれに定める期限内に県（事務局）に提出する。
- ・利用申請者は、表3の対象データについて、県（事務局）に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ利用（間接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・県（事務局）は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①利用申請者が、行政機関又は教育・研究機関であること
 - ②地域活性化や介護福祉関係のNPO、政策提言コンサルタント等、①の対象者に準じた公共性が認められるものについては、県（事務局）が当該公共性を認めた理由を文書に保存し、データ提供後直近に開催された山形県地域公共交通活性化協議会において報告すること
 - ③②に該当すると県（事務局）が判断し、データ提供を行った後、報告を受けた協議会が県（事務局）の判断に瑕疵があったと認定した場合は、当該データ提供に関し、発生した損害その他の責任は県（事務局）に帰属すること
 - ④①又は②以外の利用申請者に対して提供する場合、県（事務局）が対象データのデータ保有者の同意を得て提供すること
 - ⑤データ保有者の事業に支障が無いよう、利用者の公共性を確認するか、または提供の際の匿名性を確保すること
 - ⑥山形県地域公共交通活性化協議会の活動及び山形県地域公共交通計画の実施に対し、支障がないものであること

表3 クローズ二次利用（間接）対象データ

対象データ	データ保有者	提供期限
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績	県内発着路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省に提出した日から1週間以内

クローズ二次利用（直接）の利用申請書を含む利用方法

- ・下表4のとおりデータ保有者に対して、県（事務局）は提供可能なデータの内容について表5の内容を含む照会を行い、これをリスト化し、公開する。
- ・利用申請者は、表4の対象データについて、対応するデータ保有者に対して、別添様式「山形県地域公共交通情報共有基盤 データ二次利用申請書【クローズ二次利用（直接）】」を記入し、対象データの利用を申請する。
- ・申請を受けたデータ保有者は、必須記載事項がすべて記載され、必須同意事項のすべてが同意されている利用申請書による申請があった場合、当該対象データを提供しなければならない。ただし、その際には以下の点に留意し、申請の受理・却下の判断および提供を行うものとする。
 - ①データ利用における個人情報・経営情報等機微な情報についてデータ保有者の側で削除等の加工を希望する利用申請があった場合に、当該対象データが個人情報・経営情報等機微な情報を簡易

に切り分けられないものであった場合（個人情報・経営情報等機微な情報が必要な情報と同じセルで保存されており、切り分けに手作業が生じる場合等）

②その他データ保有者毎の個別の留意事項がある場合は、事前に表6に記載して留保を付した場合には限り、当該事項に留意した上でデータの受理・却下の判断および提供を行うことができる。

・申請を受けたデータ保有者は、利用申請の受理・却下を問わず、利用申請書を県（事務局）に送付する。

表4 クローズ二次利用（直接）利用対象データ

対象データ	データ保有者
県立高校の通学者の名簿及び通学実態	県立高校

表5 クローズ二次利用（直接）対象データのリスト報告事項

報告事項	報告事項の内容
データ名	「ETC 2.0（山形県内及び県際移動分）」等、データが特定できる名称
データの提供可能対象	「県及び県内市町村」、「行政機関」、「行政機関及び公的研究・教育施設」、「データ保有者が別途定める基準」等が考えられる。「行政機関及び公的研究・教育施設」を主として想定するが、個人情報の切り分けが困難なデータである場合は、「行政機関」又は「県及び県内市町村」を原則とする。「データ保有者が別途定める基準」とする場合は、当該基準もあわせて県（事務局）に提出し、県（事務局）は当該基準を公開する。
個人情報・経営情報等機微な情報の切り分け	「有」又は「無」。「無」の場合、データ利用に際して匿名化する等、適切に管理・利用する負担と責任は、すべて利用申請者が担う。
データの範囲	データの地理的な範囲
データの形式	複数のデータ形式がある場合はそのすべてを記載することを原則とするが、国際・国内標準規格のフォーマット又はCSV形式で保有場合は、当該形式のみの記載で可。
データの項目名	データの対象主体に対して、個別にどのような項目を収集したものであるか。列名（header）。
データの各項目の定義	データの項目の内容の説明。データの項目名から容易に推測される場合は、省略可。
データの対象主体の定義	どのような主体を対象としたデータか。例えば、「ETC 2.0」であれば、「ETC2.0対応車載器を搭載したすべての車両」となる。
データの対象主体の範囲	データの範囲内で対象主体の定義にあてはまる者のうち、どの程度までを収集したのか。「悉皆」「悉皆（一部漏れ）」「サンプリング（非統計）」「サンプリング（統計）」
データの収集方法	「強制」（自動的に対象から取得されるか又は法令上の義務等によるもの）か「任意」（アンケート調査など、回答があったもののみ）か

表6 データ保有者毎の個別の留意事項

データ保有者	留意事項